

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	大清水 (大清水町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月29日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田地帯であり、平均区画面積は30a。圃場整備事業は昭和60年に完了
- ・平成10年に転作営農組合を作業受託型の営農組合に改編、平成19年に協業経営型の特定農業団体に移行し、平成24年に法人化。
- ・すでに地区内農用地面積の90.7%が担い手(集落営農法人)に集積・集約化できている。
- ・法人役員の高齢化もあり後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻は灌水直播、小麦は小明渠作業同時浅耕播種、大豆は小明渠作業同時浅耕播種および無中耕無培土の効率的技術を取り入れています。水稻→水稻→小麦・大豆の3年4作から水稻→小麦・大豆の2年3作に栽培形態を変更し、小麦・大豆の栽培面積を増やすことで収益増加を目指します。環境負荷低減事業活動計画認定者(グリーンファーマー)として有機質資材の施用・化学肥料の施用減少に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
自作されている農業者も担い手(集落営農法人)の出資者であり、高齢等で離農する際には家庭菜園をされている狭い農地やイチジクをハウス栽培されている農地以外は、全て担い手(集落営農法人)に集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
平成26年に農地中間管理機構を活用し、84筆18.5haを集積しています。以後2軒の高齢・病気による離農者については相対で利用権の設定をした。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上を図るため、農地の畦畔撤去レーザーレベラーによる大区画化し、およびほ場整備事業は完了して40年近く経過しているため用水路改修の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状では、担い手(集落営農法人)が機能しており、新たな経営体は必要ない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現状では、担い手(集落営農法人)が他地域の農業支援サービス(大豆の収穫作業)を受託している状況であり農作業の受託は必要ない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境負荷低減事業活動計画に基づき、有機質資材の施用・化学肥料の施用減少に取り組む。
- ③直進アシスト湛水播種機、直進アシストトラクター、収量コンバイン、GPSナビキャスターを導入する。
- ⑦用水路改修の基盤整備に取り組む。